

平成 21 年 10 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社日本エスコン  
代表者名 取締役社長 直江 啓文  
( J A S D A Q ・ コード 8892 )  
問合せ先 執行役員 古川 格  
電 話 06-6223-8067

### 第三者割当により発行される株式の募集に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 10 月 30 日開催の当社取締役会において、下記の通り第三者割当により発行される株式の募集を行うこと（以下「本第三者割当増資」といいます。）について決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 募集の概要

- |                           |  |
|---------------------------|--|
| (1) 申込期日                  | 平成 21 年 11 月 30 日 (月)  |
| (2) 発行期日 (払込期日)           | 平成 21 年 11 月 30 日 (月)  |
| (3) 発行新株式数 (募集株式の数)       | 普通株式 58,000 株  |
| (4) 発行価格 (払込金額)           | 1 株につき 5,800 円   |
| (5) 発行価格の総額 (払込金額の総額)     | 336,400,000 円  |
| (6) 資本組入額 (増加する資本金の額)     | 1 株につき 2,900 円   |
| (7) 資本組入額の総額 (増加する資本金の総額) | 168,200,000 円  |
| (8) 募集又は割当ての方法            | 第三者割当ての方法による   |
| (9) 割当先                   | 王 厚龍 8,000 株<br>王 淑華 30,000 株<br>株式会社三愛ハウジング 17,000 株<br>直江 啓文 2,000 株<br>伊藤 貴俊 700 株<br>寺内 孝春 300 株 |
| (10) 前各号については、            | 金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。  |

#### 2. 募集の目的及び理由

##### (1) 事業再生 ADR 手続における事業再生計画案の成立

当社は、平成 21 年 6 月 22 日付「事業再生 ADR 手続及び今後の事業再生への取り組みに関するお知らせ」にてお知らせしました通り、同日に、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法所定の特定認証紛争解決手続（以下「事業再生 ADR 手続」といいます。）の特定認証紛争解決事業者である事業再生実務家協会に対し、事業再生 ADR 手続の利用申請を行い、その後、同手続の対象債権者（以下「ADR 対象債権者」といいます。）との間で、事業再生計画案の策定のための協議を進めてきたところです。

そして、平成 21 年 10 月 29 日付「事業再生 ADR 手続の成立に関するお知らせ」にてお知らせしました通り、当社は、同日開催の事業再生計画案の決議のための第 3 回債権者会議の続会におい

て、ADR 対象債権者全員の同意をもって、事業再生計画案に対する承認を得るに至りました。

今後、当社は、事業再生 ADR 手続において成立した事業再生計画に従いつつ、全社一丸となって不転の決意をもって抜本的な事業再生に邁進してまいり所存でございます。

## (2) 公募社債の償還期限等の変更

また、当社は、平成 21 年 6 月 26 日付「社債の期限の利益喪失に関するお知らせ」、同月 29 日付「社債の期限の利益喪失に関するお知らせ」、同月 30 日付「(訂正)『社債の期限の利益喪失に関するお知らせ』の一部訂正について」及び同年 7 月 13 日付「社債の期限の利益喪失に関するお知らせ(経過報告)」にてお知らせしました通り、当社が発行している公募社債である株式会社日本エスコ第 2 回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(未償還額面総額: 50 億円)、株式会社日本エスコ第 1 回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(未償還額面総額: 30 億円)(以下、総称して「本件国内社債」といいます。)、及び株式会社日本エスコ 2009 年 7 月 30 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債(未償還額面総額: 33 億 2500 万円)(以下、本件国内社債と併せて「本件社債」といいます。))について、いずれも償還期限の到来又は期限の利益の喪失に至り、その後、当社は、事業再生 ADR 手続外で、同手続における ADR 対象債権者との協議と併行するかたちで、本件社債の社債権者との間で本件社債の取扱いについて協議を進めてまいったところで、

そして、当社は、平成 21 年 10 月 28 日付「社債権者集会の結果に関するお知らせ」及び同月 29 日付「社債権者集会の結果に関するお知らせ」にてお知らせしました通り、同年 10 月 28 日に開催された本件社債の各社債権者集会において、本件社債につき、平成 21 年 11 月 11 日を効力発生日として、元本償還の方法及び期限、利率、利息支払の方法及び期限その他の社債要項を変更すること、並びに未払遅延損害金の利率及び支払期日を変更することについて、それぞれ承認をいただきました。なお、このうち本件国内社債については、東京地方裁判所から決議の認可決定を受けることを条件として、その効力を生ずることになります。

今後、当社は、本件社債については、上記各社債権者集会において承認をいただいた新たな社債要項に従って、長期かつ分割の額面償還を進めていくこととなります。

## (3) 公募社債の買入資金の必要性

当社は、平成 21 年 9 月 25 日付「第三者割当により発行される株式の募集に関するお知らせ」にてお知らせしました通り、本件社債の社債権者に対しては、社債要項の変更による長期かつ分割の額面償還をお願いするとともに、当社において本件社債を額面未満の買入価格で買入れるというオプションを提案しておりました。その結果、本件社債の社債権者からは、本件社債のうち未償還残高合計約 89 億円分(買入代金総額約 13 億円)について、当社による買入れを希望する旨の意向表明をいただくに至りました。

当社としては、当社による本件社債の買入れを希望する社債権者(以下「買入希望社債権者」といいます。))にも前記(2)の各社債権者集会において賛成の議決権を行使していただくためにも、当該集会の開催前までには、当該社債権者との間で本件社債の買入れに係る契約を締結し又は締結できる状況に至っている必要がありました。その一方で、当社は、本件社債の買入資金として、平成 21 年 9 月 25 日付「第三者割当により発行される株式の募集に関するお知らせ」にてお知らせした主力銀行からの約 6 億円超の資金支援と、当該お知らせに係る第三者割当増資(以下「前回第三者割当増資」といいます。))による約 4 億円超の資金調達とによって、合計約 10 億円強の資金の調達が見込まれていたものの、残余の買入資金については、確実な目処がつかないという状況にありました。

そこで、当社は、買入希望社債権者との間で買入代金の支払時期及び支払方法について協議をした結果、平成 21 年 10 月 29 日付「特別利益の計上及び平成 21 年 12 月期通期業績予想の修正に

関するお知らせ」にてお知らせしました通り、買入れの希望のあった本件社債の未償還残高合計約 89 億円分のうち、約 70 億円超分（買入代金総額約 10 億円強）については、同年 11 月 20 日を実行日としてこれを買入れることとし（以下「第 1 回買入れ」といいます。）、残余の約 18 億円超分（買入代金総額約 3 億円）については、その買入資金の調達に要する期間を考慮して、平成 22 年 1 月 20 日を実行日としてこれを買入れることとして、買入希望社債権者からの理解を得ました（以下「第 2 回買入れ」といいます。）。第 2 回買入れに係る契約につきましては、買入希望社債権者の要望も考慮し、買入希望社債権者のみを予約完結権者とする買入予約契約としており、第 2 回買入れに係る売買契約は、買入希望社債権者による売買予約完結権の行使がなされた時点で成立することとなります。なお、買入の希望のあった本件社債の未償還残高合計約 89 億円分のうち約 6 億円分（第 1 回買入れにつき約 5 億円分、第 2 回買入れにつき約 1 億円分）については、買入希望社債権者の社内手続上の事情により、本日時点では契約そのものは未締結となっております。

このように、当社は、買入の希望のあった本件社債の未償還残高合計約 89 億円分を買入れることになっており、そのうち平成 21 年 11 月 20 日を実行日とする第 1 回買入れ（未償還残高合計約 70 億円超分、買入代金総額約 10 億円強）については、すでに買入資金の調達が見込まれているものの、平成 22 年 1 月 20 日を実行日とする第 2 回買入れ（未償還残高約 18 億円超分、買入代金総額約 3 億円）については、未だ買入資金の確保ができていないという状況にあります。

#### (4) 社債買入資金の外部調達の必要性

当社は、前記の通り、事業再生 ADR 手続において成立した事業再生計画の下で事業再生に取り組み始めているものの、外部の事業環境は依然として厳しい状況が続いており、事業遂行に必要な運転資金を十分に確保しておくことも重要な課題となっております。

このため、当社としては、運転資金を十分に確保しつつ、本件社債の買入れを実現するためには、外部から新たな資金調達をすることが必要不可欠であると考えております。

#### (5) 第三者割当増資による調達の必要性

当社は、前記の通り、未だ事業再生 ADR 手続において事業再生計画が成立したばかりの段階にあるため、依然として間接金融によって多額の資金を調達することは困難な状況にあります。加えて、すでに本件社債の買入資金の一部は、ADR 対象債権者である主力銀行からの借入金によって賄うこととしておりますので、これ以上間接金融によって資金を調達して負債を増加させることは、事業遂行にとって負担が大きくなるおそれがあります。そこで、さらなる資金調達は、間接金融によってではなく、増資によって行うのが適切であると判断いたしました。

また、増資の形態としては、第三者割当増資のほかに公募増資も考えられるところですが、当社においては、調達規模からみて公募増資によって迅速かつ確実な調達をするのは困難であり、より迅速かつ確実な調達が見込める第三者割当増資によって行うのが適切であると判断いたしました。

以上の理由から、当社としましては、本件社債の買入れのために必要な追加資金を、第三者割当増資によって調達することが必要かつ適切であると判断しております。

### 3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

① 調達する資金の総額	336,400,000 円
② 発行諸費用（概算額）	17,600,000 円
③ 差引手取概算額	318,800,000 円

(2) 調達する資金の具体的な用途

前記(1)③の差引手取概算額 318,800,000 円は、その全額を、本件社債の第 2 回買入れの買入代金に充当する予定であります。

買入代金の支払は、第 2 回買入れの実行日である平成 22 年 1 月 20 日に行います。

4. 調達する資金用途の合理性に関する考え方

本第三者割当増資によって調達する資金を本件社債の第 2 回買入れの買入代金に充当することは、本件社債の買入希望社債権者の選択を実現するものであるとともに、本件社債の一部を額面未済で買入消却することによって当社の負債を削減し、買入価格と本件社債の額面金額との差額において社債買入消却益を発生させることになるため、当社の財務基盤を早期に健全化することに資するものです。

したがって、本第三者割当増資によって調達する資金を本件社債の第 2 回買入れの買入代金に充当することには、十分な合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行価格の算定根拠

本第三者割当増資においては、本第三者割当増資の募集事項の決定に係る当社取締役会決議日の直前取引日までの 4 か月間（平成 21 年 6 月 30 日から同年 10 月 29 日まで）の株式会社ジャスダック証券取引所 JASDAQ 市場における当社株式の普通取引の終値の単純平均値である 5,917 円を参考として、新株式の発行価格（募集株式の払込金額）を約 1.98%ディスカウントした価格である 5,800 円といたしました。

新株式の発行価格は、募集事項の決定に係る当社取締役会決議日の直前取引日の終値である 9,140 円からは約 36.54%、過去 1 か月間の終値の単純平均値である 7,139 円からは約 18.76%、過去 3 か月間の終値の単純平均値である 6,443 円からは約 9.98%、過去 6 か月間の終値の単純平均値である 6,354 円からは約 8.72%、それぞれディスカウントした価格となります。この点、当社は、取締役会決議日の直前取引日の前日及び当日に、本件社債の償還期限その他の社債要項の変更という投資家の投資判断への影響が比較的大きいと思われる事項を公表したばかりで、公表から十分な期間が経過していないため、取締役会決議日の直前取引日の株価には、かかる事項がまだ適正に反映されているとは言い難いと考えられますので、これを参考として発行価格を算定するのは妥当でないと考えております。また、平成 21 年 8 月下旬以降現在までの JASDAQ 市場における当社株式の出来高は過去に例のない急増を示し、これに伴って当社株式の株価の騰落習性も極めて大きくなっているところであり、当社の実態を十分に反映しない株価形成がなされている疑いが強くなっておりますので、過去 1~2 か月間の平均の株価を参考として発行価格を算定することも、また妥当でないと考えております。むしろ、平成 21 年 9 月 25 日付「第三者割当により発行される株式の募集に関するお知らせ」にてお知らせしました通り、本日発行された前回第三者割当増資の発行価格は、事業再生 ADR 手続開始後から発行決議日前日までの過去 3 か月間の平均の株価を参考として発行価格を算定いたしましたので、これと近接して行われる本第三者割当増資の発行価格も、前回第三者割当増資の発行価格と同様の基準を参考として発行価格を算定することが、取締役会決議日の直前取引日の株価又は過去の他の期間の平均の株価を参考とするよりも適切であると判断いたしました。

(2) 発行数量及び株式の希釈化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資による新株式の発行数量（募集株式の総数）は普通株式 58,000 株ですので、

現在の当社の発行済株式総数の 21.02%、総議決権数でも 21.02%に相当し、当該割合において当社株式に希釈化を生じることになります。

しかし、本第三者割当増資により調達する資金は、前記の通り本件社債の第 2 回買入れの買入資金に充当されるものであるところ、当社において本件社債の一部を額面未満で買い入れることは、前記の通り事業再生 ADR 手続において成立した事業再生計画の下で事業再生に取り組んでいる当社にとって、財務基盤を早期に健全化することに資するものですので、ひいては当社の株式価値を高め、既存株主をはじめとする一般投資家の利益にも資するものであると考えております。

確かに、本第三者割当増資によって当社株式が希釈化され、一時的には既存株主の負担が生じることが避けられないところです。しかし、当社は、事業再生 ADR 手続及びこれと併行して行った社債権者との協議の結果、すでに当社の金融債権者及び本件社債の社債権者には、長期の弁済期間の猶予及び弁済方法の変更という負担を承認いただいたところですので、本第三者割当増資による当社株式の希釈化率に鑑みると、既存株主の被る一時的な負担は合理的な限度を超えるものではないと考えております。

また、本件社債の社債権者に提案した買入価格は、本件社債の社債権者との間で慎重な交渉を重ねてきた結果を踏まえた適正な価格であり、前記の通り第 2 回買入れの買入価格の総額は約 3 億円ですので、本第三者割当増資によって調達する資金の総額は、本件社債の第 2 回買入れの買入資金に充当するという目的に照らしても必要な限度を超えておりません。

したがって、本第三者割当増資における新株式の発行数量及び本第三者割当増資による当社株式の希釈化の規模は、十分な必要性和合理性があるものと判断いたしました。

## 6. 割当先の選定理由等

### (1) 割当先の概要

#### ① 王厚龍氏について

① 氏名	王 厚龍
② 住所	大阪府大阪市中央区
③ 上場会社と当該個人の関係	当社株式 15,000 株（発行済株式総数の 5.44%）を有する株主であります。

#### ② 王淑華氏について

① 氏名	王 淑華
② 住所	大阪府大阪市中央区
③ 上場会社と当該個人の関係	当社株式 30,000 株（発行済株式総数の 10.87%）を有する株主であります。

#### ③ 株式会社三愛ハウジングについて（平成 20 年 10 月 31 日現在）

① 商号	株式会社三愛ハウジング
② 本店所在地	大阪市中央区南船場三丁目 11 番 18 号 6 階
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 野澤 和佳
④ 事業内容	不動産の売買、仲介、賃貸、管理及びコンサルティング
⑤ 資本金の額	金 10 百万円
⑥ 設立年月日	昭和 52 年 2 月 14 日
⑦ 発行済株式数	4 万株
⑧ 事業年度の末日	10 月末日
⑨ 従業員数	3 人
⑩ 主要取引先	東愛産業株式会社、株式会社コボ

⑪ 主要取引銀行	株式会社りそな銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行		
⑫ 大株主及び持株比率	王厚龍 52.0% 他4人		
⑬ 当社との関係等	資本関係	当社株式 15,000 株（発行済株式総数の 5.44%）を有する株主であります。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態	（単位：百万円）		
	平成18年10月期	平成19年10月期	平成20年10月期
純資産	1,133	967	496
総資産	3,552	2,045	1,216
1株当たり純資産（円）	28,331.92	24,187.17	12,398.65
売上高	312	98	186
営業利益	178	△6	31
経常利益	145	△23	14
当期純利益	593	△166	△472
1株当たり当期純利益（円）	14,820.22	△4,144.74	△11,788.52
1株当たり配当金（円）	0.00	0.00	0.00

④ 直江啓文について

① 氏名	直江 啓文
② 住所	奈良県香芝市
③ 上場会社と当該個人の関係	当社代表取締役社長であり、当社株式 16,621 株（発行済株式総数の 6.02%）を有する株主であります。

⑤ 伊藤貴俊について

① 氏名	伊藤 貴俊
② 住所	京都市西京区
③ 上場会社と当該個人の関係	当社常務取締役であり、当社株式 1,011 株を有する株主であります。

⑥ 寺内孝春について

① 氏名	寺内 孝春
② 住所	東京都足立区
③ 上場会社と当該個人の関係	当社取締役であり、当社株式 521 株を有する株主であります。

(2) 割当先を選定した理由

本第三者割当増資における各割当先を選定理由は、以下の通りです。なお、各割当先につきましては、反社会的勢力と一切関係がないことを確認しております。

① 王厚龍氏について

本第三者割当増資の割当先である王厚龍氏は、前回第三者割当増資の割当先であります。

平成21年9月25日付「第三者割当により発行される株式の募集に関するお知らせ」にてお知らせしました通り、王厚龍氏は、正龍グループを構成する複数の会社の実質的なオーナーであり、そのうち数社の代表取締役を務めております。正龍グループは、大阪を地盤とする不動産関連事業を中心とする企業グループであります。

当該お知らせにてお知らせしました通り、前回第三者割当増資において、王厚龍氏は、当社との事業シナジーをも展望しつつ、中長期的視点にたった投資を目的として増資を引き受け、王厚龍氏の保有する他の上場株式と同様に、当社の株式を中長期的に保有する方針であり、当社経営陣と協調的かつ友好的に当社の事業再生及び企業価値向上の実現を図る姿勢でありました。本第三者割当増資におきましても、王厚龍氏のかかる目的、方針及び姿勢は、引き続き同一であります。

② 王淑華氏について

王淑華氏は、前回第三者割当増資の割当先である王厚龍氏と婚姻関係にあり、王淑華氏自身も前回第三者割当増資の割当先であります。

平成 21 年 9 月 25 日付「第三者割当により発行される株式の募集に関するお知らせ」にてお知らせしました通り、王淑華氏も、王厚龍氏のビジネスパートナーとして、正龍グループにおける複数の会社の取締役を務めており、前回第三者割当増資においても、王厚龍氏と同一の投資目的及び保有方針において、増資を引き受けております。本第三者割当増資におきましても、王淑華氏のかかる投資目的及び保有方針は、引き続き同一であります。

③ 株式会社三愛ハウジングについて

前回第三者割当増資の割当先である王厚龍氏が実質的なオーナーとなっている正龍グループにおいて、不動産の売買、仲介、賃貸、管理及びコンサルティング事業を営んでおり、株式会社三愛ハウジング自身も、前回第三者割当増資の割当先であります。

平成 21 年 9 月 25 日付「第三者割当により発行される株式の募集に関するお知らせ」にてお知らせしました通り、実質的に王厚龍氏の支配下にあり、前回第三者割当増資において、王厚龍氏と実質的に同一の投資目的及び保有方針において、増資を引き受けております。本第三者割当増資におきましても、株式会社三愛ハウジングの投資目的及び保有方針は、引き続き同一であります。

④ 当社経営陣について

直江啓文、伊藤貴俊及び寺内孝春は、いずれも当社の取締役であり、長年に亘って当社の経営に携わっており、前回第三者割当増資の割当先でもあります。

今後も、当社の事業再生及び企業価値向上の早期実現のために引き続き中心的な役割を担う予定であり、本第三者割当増資を引き受けることにより、当社経営に対する更に強いコミットメントを示すものであります。

(3) 割当先の保有方針

王厚龍氏、王淑華氏及び株式会社三愛ハウジングからは、当社株式を中長期的に保有する方針である旨の意向を表明していただいております。

当社経営陣は、当社の取締役として長期保有の方針であります。

なお、各割当先からは、本第三者割当増資が割り当てられた新株式を払込期日から 2 年間に亘って譲渡する場合に直ちに当社及び株式会社ジャスダック証券取引所に書面で報告することを確約していただき、かつ同証券取引所が当該報告の内容（譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等）及び当該確約を公衆の縦覧に供することに同意していただくことについて、すでに内諾を得ております。

(4) その他重要な契約等

当社は、本日、本第三者割当増資に係る取締役会決議の後に、各割当先との間で株式引受契約

を締結しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 21 年 10 月 30 日現在）		募集後	
王淑華	10.87%	王淑華	17.97%
(有)エヌエスコーポレーション ※	6.52%	(株)三愛ハウジング	9.58%
直江啓文	6.02%	王厚龍	6.89%
王厚龍	5.44%	直江啓文	5.58%
(株)三愛ハウジング	5.44%	(有)エヌエスコーポレーション	5.39%
塚本アセットマネジメント(株)	5.44%	塚本アセットマネジメント(株)	4.49%
(株)正龍アセットマネジメント	5.44%	(株)正龍アセットマネジメント	4.49%
日本証券金融(株) ※	4.23%	日本証券金融(株)	3.50%
橋本裕之 ※	2.62%	橋本裕之	2.16%
山崎貢 ※	1.41%	山崎貢	1.17%

(注) ※は、平成 21 年 9 月 30 日現在の持株数によっています。

8. 今後の見通し

当社は、本第三者割当増資により調達した資金をもって、平成 22 年 1 月 20 日を実行日とする本件社債の第 2 回買入れの買入代金に充当し、買入れた本件社債を消却することを予定しております。第 2 回買入れに係る本件社債が消却された場合、当該時点における本件社債の未償還残高は合計約 24 億円となり、当社には平成 22 年 12 月期に約 15 億円超の社債買入消却益が発生する予定であります。

なお、平成 21 年 10 月 29 日付「特別利益の計上及び平成 21 年 12 月期通期業績予想の修正に関するお知らせ」にてお知らせしました通り、平成 21 年 11 月 20 日を実行日とする本件社債の第 1 回買入れについては、前回第三者割当増資により調達した資金をもって買入代金の一部に充当し、買入れた本件社債は平成 21 年 12 月期において消却することを予定しており、これによって、当該時点における本件社債の未償還残高は合計約 42 億円となり、当社には平成 21 年 12 月期に 59 億 8400 万円の社債買入消却益が発生する見込みであります。

9. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（連結）（単位：百万円）

	平成 18 年 12 月期	平成 19 年 12 月期	平成 20 年 12 月期
売上高	51,842	89,546	35,492
営業利益	7,104	10,168	941
経常利益	5,324	7,598	△1,535
当期純利益	2,910	4,473	△10,895
1 株当たり当期純利益（円）	16,641.30	24,738.59	△59,940.75
1 株当たり配当金（円）	1,500	2,500	—
1 株当たり純資産（円）	102,270.86	123,132.51	58,192.14

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 21 年 10 月 30 日現在）

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	275,964 株	100.00%
潜在株式数	4,312 株	1.56%



## (3) 最近の株価の状況

## ① 最近3年間の状況

	平成18年12期	平成19年12月期	平成20年12月期
始値	618,000円 ※ 206,000円	191,000円	107,000円
高値	826,000円 ※ 275,333円	212,000円	110,000円
安値	167,000円	103,000円	6,110円
終値	192,000円	106,000円	8,750円

(注) ※は、株式分割による権利落後の株価を示しております。

## ② 最近6か月間の状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
始値	5,990円	6,300円	10,900円	4,480円	4,140円	7,040円
高値	7,340円	13,500円	12,400円	5,910円	6,440円	12,240円
安値	4,810円	5,900円	3,780円	3,410円	3,550円	6,300円
終値	6,290円	10,900円	4,120円	4,300円	6,440円	7,060円

## ③ 発行決議日の前日における株価

	平成21年10月29日現在	
始値		8,280円
高値		9,180円
安値		7,710円
終値		9,140円

## (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

## ・ 第三者割当てによる新株の発行

発行期日	平成21年10月30日	
調達資金の額	447,500,000円(差引手取概算額)	
発行価額	5,000円	
募集時における発行済株式数	181,964株	
当該募集による発行済株式数	94,000株	
募集後における発行済株式総数	275,964株	
割当先	王 厚龍	15,000株
	王 淑華	30,000株
	株式会社三愛ハウジング	15,000株
	塚本アセットマネジメント株式会社	15,000株
	株式会社正龍アセットマネジメント	15,000株
	直江 啓文	2,500株
	伊藤 貴俊	1,000株
	寺内 孝春	500株
発行時における当初の資金用途	本件社債の買入代金資金	
発行時における支出予定時期	平成21年12月末日まで	
現時点における充当状況	平成21年11月20日を実行日とする本件社債の第1回買入れにおいて、その買入代金の一部に充当される予定です。	

以上